

## 消費税軽減税率対策補助金 Q&A

### 【申請 B-1 型】

## I. 申請前

### 1. B型全般

#### (1) 申請者要件

Q1 軽減税率対策補助金の補助対象者を教えてください。

A1

本事業の補助対象者は、以下の要件を満たす中小企業支援法に規定する中小企業者（Q2 参照）、特定非営利活動法人、社会福祉法人、消費生活協同組合、商工会・都道府県商工会連合会、商工会議所、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、その他中小企業庁長官が認める者となります。

(1) A 型：軽減税率対象商品を将来にわたり継続的に販売<sup>\*1</sup>するために複数税率<sup>\*2</sup>対応レジを導入又は改修する必要のある事業者であること。

B 型：軽減税率対象商品を将来にわたり継続的に取扱うために、電子的受発注システムの改修・入替を行う必要がある事業者であること。

(2) 補助対象機器等を補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって適切に管理するとともに、財産処分制限期間（\*2）の間、補助対象機器等を継続的に維持運用できる事業者であること。

※共同申請者となるリース事業者を含む。

(3) 改修・入替を行った補助対象のシステム等に関する使用状況等について軽減税率対策補助金事務局（以下「事務局」という。）が行う調査に協力できること。

(4) 日本国内で事業を行う個人または法人であること。

(5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号。以下「風営法」という。）第 2 条に規定する「風俗営業」、「性風俗関連特殊営業」及び「接客業務受託営業」を営むもの（旅館、ホテル又は飲食店を営むものであって、風営法第 3 条第 1 項の規定に基づき、風俗営業を営むことについて都道府県公安委員会の許可を受けているものを除く。）でないこと。

(6) 中小企業・小規模事業者等は、経済産業省から補助金等指定停止措置または指名停止措置が講じられていない者であること。

(7) 反社会的勢力に該当せず、今後においても、反社会的勢力との関係を持つ意思がないこと。

\*1 「軽減税率対象商品を将来にわたり継続的に販売」とは、レジを使用して請求書（レシート）を発行し、下記を満たすものとする。

① 日頃から軽減税率対象商品を販売（著しく安価なものの販売は、認められません。）している。

②（軽減税率制度が実施される 2019 年 10 月 1 日以降も）継続して軽減税率対象商品を販売している。

よって、①・②を満たしていることを事務局が確認できない場合は、本事業の申請者となりません。

\*2 軽減税率対象品目

① 飲食料品（お酒や外食サービスは除く）

② 週 2 回以上発行される新聞（定期購読されるものに限る）

\*3 財産処分制限期間とは、取得財産の単価が 50 万円以上の場合、または、効用の増加価格（改修等で機器に付加された価値）の単価が 50 万円以上の場合、取得または改修から法定耐用年数の間、廃棄、

目的外の使用、他者へ譲渡・貸付、交換、債務の担保とすることができない期間のことです。(パーソナルコンピュータの法定耐用年数は4年、その他の電子計算機の法定耐用年数5年、ソフトウェアの法定耐用年数は5年。中古品は、中古資産の耐用年数とします。)

ただし、取得財産の単価が50万円未満であっても、汎用端末(補助率1/2のもの)については、財産処分制限期間が2年となります。

ただし、取得財産の単価が50万円未満であっても、汎用端末(補助率1/2のもの)については、財産処分制限期間が2年となります。

Q2 中小企業支援法に規定する中小企業者とは具体的にどのような企業をいうのですか。

A2

中小企業支援法に規定する中小企業者とは、以下の(1)～(6)に掲げる者となります。

なお、形式上はこの定義にあてはまる事業者であっても、最後に記載している「みなし大企業」に該当する者については補助対象外となりますのでご注意ください。

(1) 主たる事業が製造業または次の(2)～(4)以外の業種に属する事業を営む者

→ 資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人

(注1) 製造業のうちゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)については、資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が900人以下の会社及び個人が中小企業者となります。

(注2) 資本金基準、又は従業員基準のいずれか一方を満たしていれば中小企業者となります。また、個人事業主の場合には従業員基準のみで判断することになります。

((2)～(4)も同様です。)

(2) 主たる事業が卸売業に属する事業を営む者

→ 資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

(3) 主たる事業が小売業に属する事業を営む者

→ 資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人

(4) 主たる事業がサービス業に属する事業を営む者

→ 資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

(注1) サービス業のうちソフトウェア業、情報処理サービス業については資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は従業員の数が300人以下の会社及び個人が中小企業者となります。

(注2) サービス業のうち旅館業については資本金の額又は出資の総額5千万円以下の会社又は従業員の数が200人以下の会社及び個人

(5) 事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会

(6) 特別の法律によって設立された組合又はその連合会であって、その直接又は間接の構成員たる事業者の 2/3 以上が上記 (1) ～ (4) に掲げる中小企業者で構成される組合等

なお、みなし大企業は補助対象外となります。みなし大企業とは次のいずれかに該当する場合があります。

- ① 発行済株式の総数又は出資価格の総額の 1/2 以上を同一の大企業 (※) が所有している中小企業者
  - ② 発行済株式の総数又は出資価格の総額の 2/3 以上を大企業 (※) が所有している中小企業者
  - ③ 大企業 (※) の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の 1/2 以上を占めている中小企業者
- ※) 次の株式会社又は有限責任組合は、この場合における大企業には含まれません。

また、国・地方公共団体等の行政機関又は、独立行政法人も大企業には含まれません。

i) 中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社

ii) 投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合

役員の構成、資本金等の構成については登記簿等において、各自でご確認いただくことになります。

Q3 法人ではなく、個人事業主ですが、補助の対象になりますか。

A3

個人事業主は、補助の対象になります。

Q4 本事業における中小企業・小規模事業者等の定義の「従業員数」にパートやアルバイト等の臨時の従業員は含まれますか。

A4

本事業における中小企業等の定義において、常時使用する従業員の数に、個人事業主、法人の役員、臨時の従業員は含まれません。「臨時の従業員」の判断基準は雇用形態によりますので雇用されている「パートやアルバイト」が「臨時の従業員」に含まれるかは下記を参考に事業者でご判断ください。

※[http://www.chusho.meti.go.jp/faq/faq/faq01\\_teigi.htm#q3](http://www.chusho.meti.go.jp/faq/faq/faq01_teigi.htm#q3)

Q5 ○○組合は申請可能ですか。(事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会をのぞく。)

A5

特別の法律によって設立された組合であれば、その直接又は間接の構成員たる事業者の 2/3 以上が中小企業者 (個人事業主を含む。) の場合、補助の対象となります。

特別法によって設立された組合でなければ対象になりません。

ただし、法人格を持たない団体であっても、飲食料品を継続的に事業として販売している場合、団体の規約、構成員の名簿 (構成員の 2/3 以上が中小企業者・小規模事業者であること)、直近 2 期分の決算書 (または納税証明書)、誓約書 (責任者が、本補助金に関する全ての責任を負う旨の誓約)、店舗の写真 (常設販売状況の写真) の書類を提出していただいた場合、補助の対象となります。

Q6 申請の要件である中小企業者・小規模事業者等の定義に「特別の法律によって設立された組合又はその連合会であって、その直接又は間接の構成員たる事業者の 2/3 以上が上記 1 及び 2 の中小企業者

(中小企業支援法第2条第1項第5号に規定される中小企業者)」と記載されているが、「構成員」とはどこまでの範囲を含めるのですか。准組合員や出資者である主婦やサラリーマンも含めるのですか。

A6

「その直接又は間接の構成員たる事業者」は、正会員、准会員、出資者などすべての構成員を指します。

Q7 大企業の出資を受けた子会社（小売業）で、資本金が5千万円以下、従業員数が50人以下の場合補助の対象となりますか。

A7

補助の対象となりません（みなし大企業は補助対象外となります。）。

Q8 第3セクターはみなし大企業に該当しますか。

A8

地方公共団体は大企業には該当しないため、みなし大企業に該当しません。中小企業者であることなどの本補助金の補助対象要件を満たすのであれば、申請できます。

Q9 農家を営んでいますが、申請できますか。

A9

軽減税率対象商品を継続的に販売している個人事業主や農業法人、農事組合法人は、補助の対象となります。

Q10 地域の農産物を販売するために設立した任意団体は申請できますか。

A10

法人格を持たない任意団体は申請できません。ただし、法人格を持たない団体であっても飲食料品を継続的に事業として販売している団体等は補助の対象になります。申請にあたっては、次の書類を提出してください。

- ・ 団体の規約の写し
- ・ 構成員の名簿（構成員の2/3以上が中小企業・小規模事業者）の写し
- ・ 直近2期分の決算書（または納税証明書）の写し
- ・ 誓約書（責任者が本補助金に関する全ての責任を負う旨の誓約）
- ・ 店舗の写真（常設販売状況の写真）
- ・ 責任者の本人確認書類

Q11 風営法の許可を受けた事業者であって風営法の適用外の事業で複数税率対応のための受発注システムの改修等を行う場合の申請方法等を教えてください。

A11

次の書類を提出し、風営法の適用外の事業で使用されることが確認できた場合、補助の対象となります。

- ・ 風営法の営業許可証の写し
- ・ 風営法に規定する営業の概要
- ・ 風営法に規定する営業に供する電子的受発注システムの改修・入替でないことの説明

(風営法に規定する営業に供する取引ではないことの説明。電子的受発注システムにおいて当該事業と明確に切り分けができていないことの説明)

Q12 補助対象外となる事業者を教えてください。

A12

下記事業者は、本事業では対象外となります。

社団法人(一般・公益)、財団法人(一般・公益)、医療法人(社会・社団・財団)、共済組合、地方公共団体、地方公営企業、宗教法人、学校法人、任意団体(法人でも個人事業主でもない事業者。ただし、法人格を持たない団体で飲食料品を継続的に事業として販売している団体等を除く)など、公募要領に定義されている「本事業における中小企業・小規模事業者等の定義」以外の事業者。

Q13 本事業の事業目的である「電子的受発注システムを使用して日頃から軽減税率対象商品を取引しており、将来にわたり継続的に取引を行うために受発注システムを改修・入替する事業者を支援します」と、申請者の要件である「軽減税率対象商品を将来にわたり継続的に取り扱うために、電子的受発注システムの改修・入替を行う必要がある事業者であること」について、具体的に教えてください。

A13

「軽減税率対象商品①」を将来にわたり「継続的に取り扱う②」ために「電子的受発注システムの改修・入替を行う必要がある③」「事業者④」が対象です。上記①～④の用語については次のとおりです。

- ① 飲食料品(酒類・外食サービスを除く)及び週2回以上発行される新聞(定期購読されるものに限る)
- ② 日頃から電子的受発注システムを使用して飲食料品を取引していること※(一時的な取引や短期間の取引は該当しません)
- ③ 消費税軽減税率制度の実施に伴い、受発注の取引時に複数の消費税率(標準税率10%と軽減税率8%)を区分する必要がある方
- ④ 中小企業者  
(小売業の場合:資本金5千万円以下または従業員数50人以下の事業者)

電子的受発注システムを使用して日頃から飲食料品を継続的に取引していることがわかる書類の提出をお願いすることがあります。

※電子的受発注システムを使用して日頃から軽減税率対象商品を取引(仕入・販売)している方が補助対象となります。

売上・原価等に計上されない軽減税率対象商品の取引については補助の対象となりません。

例えば建設業を営む事業者が電子的受発注システムを使用して贈答用の食品を購入したり、会議や接客時の茶菓を購入したりするなどの場合には補助対象となりません。

Q14 現時点では複数税率が適用される商品は取り扱っていないが、今後取り扱う予定がある場合、補助の対象となりますか。

A14

電子的受発注システムを使用して日頃から軽減税率対象商品を取引しており、軽減税率対象商品を将来にわたり継続的に取引するために電子的受発注システムを改修・入替する必要がある事業者であれば、補助対象となります。

複数税率対応の予定や将来の計画のみで、取引（仕入・販売）の事実確認が出来ない場合は補助対象となりません。

なお、指定事業者が、軽減税率対象商品を取引していない中小企業者に対し、補助金の対象となる受発注システムの改修・入替をさせる目的で軽減税率対象商品を取引するよう持ちかけ、受発注システムの改修・入替を行っていた場合は、指定事業者の登録取り消しになりますので、事務局に報告してください。

## (2) 申請期限

Q15 B-1 型の補助金の申請期限はいつまでですか。

A15

電子的な受発注システムの改修又は導入（B型）については、2019年9月30日までに完了させることが必要です。

B-1型については、システムの改修・入替作業の着手前に行う補助金交付申請と改修・入替完了後に行う事業完了報告の2段階の申請が必要となります。

補助金交付申請は、システムの改修・入替に要する作業期間、交付決定までの期間を十分考慮し、余裕をもって申請してください。交付申請受付期限は、2019年6月28日までとなります。

受発注システムの改修・入替、すべての支払が完了した後は、すみやかに事業完了報告書を作成し、必要書類を添付して申請してください。事業完了報告の受付期限は、2019年12月16日（消印有効）までとなります。

なお、交付決定前に契約または発注した場合やシステムの改修・入替に着手した場合は補助対象外となり補助金は支払われませんので、十分ご注意ください。

Q16 補助事業の完了とは具体的に何を指すのですか。

A16

「所得税法等の一部を改正する法律」の成立日（2016年3月29日）から2019年9月30日までの間に導入および支払いを完了したものが補助対象となります。

※導入完了日（設置）が補助対象期間内であっても、レジの購入日が2016年3月28日以前である場合は補助対象となりません。

※リース契約を利用する場合は、リース契約日及びリース開始日が当該期間であることが必要です。

## (3) 申請手続き

Q17 B-1 型の申請は誰が行いますか。

A17

B-1 型の申請については、指定事業者（事務局に登録されたシステムベンダー等）による代理申請制度

を導入していますので、指定事業者（代理申請者）が受発注システムの改修・入替を行う中小企業者を申請者とした申請書の作成、提出書類の準備・発送や事務局との連絡等を行うこととなります。なお、補助金は申請者本人へ交付されます。また、申請代行費用は補助対象になりません。指定事業者については、本制度の事務局ホームページでご確認ください。

Q18 代理申請とは何ですか。

A18

代理申請とは、申請者に代わり、無料で申請書の記入等申請書類の作成や提出書類の準備・発送、事務局からの申請不備の連絡窓口及び不備の解消を行うことをいいます。なお、補助金は申請者本人に交付されます。

Q19 共同申請とは何ですか。

A19

複数税率対応レジの導入や受発注システムの改修等を行う際、ファイナンスリース契約を利用する場合に、中小企業者と指定リース事業者が共同で補助金の申請を行うことを指します。共同申請者となる指定リース事業者は、本制度の事務局ホームページで公表しています。なお、ファイナンスリースを活用する場合の補助金の交付先は、共同申請者となる指定リース事業者となります。

Q20 2018年1月9日に補助事業の完了期限が延長されましたが、申請に必要な書類や申請方法に変更はないのですか。

A20

適切な補助金の運営と効率化の観点から、わかりやすくするなど改訂をしておりますので、最新の情報をもとに申請してください。また、A4型については、代理申請協力店による代理申請（または、共同申請者による共同申請）が必須となりましたのでご注意ください。

Q21 申請書類は全て原本を提出する必要がありますか。

A21

申請書は原本を、添付書類（証憑など）は写しを事務局あてに提出してください。なお、審査において申請内容を確認させていただく場合がありますので、提出書類は必ずコピーし保管してください。

Q22 補助金は、申請すれば必ず交付されますか。

A22

軽減税率対策補助金は、審査があります。審査においては、電子的受発注システムを使用して日頃から軽減税率対象商品を取引しているか、申請者の要件である中小企業者等に該当するか、補助対象となる機器を申請しているか、補助対象となる経費を申請しているか、補助金額の算出は適切であるか、対象となる期間の導入および改修等であるかなどについて確認をさせていただきます。また、この際に追加で書類を提出していただく場合があります。

Q23 公募要領に記載されている書類のみの提出で補助金の交付を受けることができますか。

A23

公募要領に記載された提出書類が整えば申請できます。しかし、審査の過程で、確認が必要な場合、追加書類の提出を求める場合があります。

(参考：消費税軽減税率対策補助金同意事項)

### 8. 現地への立入り調査、補助金の返還について

事務局は本事業の適正な実施を図るため、必要に応じて、電話による問合せや追加書類の提出、調査員の立ち入りを含めた現地調査に協力をお願いする場合があります。また、事務局が認める場合を除き、調査への協力が得られない場合、補助金の返還を求める場合があります。

Q24 同意事項とは何ですか。

A24

本補助金を申請するにあたり、ご同意いただきたい事項です。本補助金は、事務局ホームページ、各申請書の末尾に記載されている「消費税軽減税率対策補助金同意事項」をご確認いただき、同意の上、補助金の申請を行っていただきます。

Q25 補助率をかけて計算した場合、補助金は1円単位まで交付されますか。また、小数点第1位以下(1円未満の端数)の数値はどのように取り扱いますか。

A25

補助金の申請では消費税額を除外した金額で計算いただき、1円単位まで交付されます。なお、補助率を乗じた際に発生した小数点第1位以下(1円未満の端数)の数値は切り捨てとなります。

Q26 郵送方法に指定はありますか。レターパックや宅急便で送ってよいですか。

A26

必ず郵送にてご送付ください。なお、レターパックは利用可能ですが、メール便や宅配便等をご利用いただけません。

- ・書類の量により郵送料が変わります。料金不足による不着とならないよう、郵便窓口からの郵送をおすすめします。
- ・申請書類には個人情報が多く含まれますので、郵送の際は簡易書留等、記録の残る方法による送付をおすすめします。
- ・郵送料は申請者のご負担となります。
- ・郵送後に申請書類の不備に気づいても、追加の郵送は行わないでください。(追加で郵送されても受け付けできません。)事務局からの不備の連絡(お知らせ)に従い、改めてご郵送ください。
- ・申請書は折り曲げ厳禁です。
- ・封筒には差出人の住所・氏名を必ずご記入ください。
- ・対象となるレジの導入・改修完了後、支払いを済ませた上ですみやかに申請を行ってください。
- ・郵送につきまして、A型およびB-2型の交付申請は2019年12月16日、B-1型の交付申請は2019年6月28日、またB-1型の完了報告は2019年12月16日消印分まで有効となります。
- ・代理申請の場合等、複数の申請を一つの封筒に入れて郵送する場合は、封筒に「複数申請書在中」と



ご記入ください。

また、ホチキスは利用せず申請 1 件ごとにクリアファイルやクリップでまとめて、申請書一式がバラバラにならないようご注意ください。

Q27 申請書郵送後に書類の入れ忘れや記載不備に気づいたがどうすればいいですか。

A27

郵送後に申請書類の不備に気づいても、追加の郵送は行わないでください。

(追加で郵送されても受付できません。)

事務局からの不備の連絡（お知らせ）に従い、あらためてご郵送ください。

#### (4) 仕入れ請求書

Q28 仕入れ請求書（または仕入れ納品書）がありません。何を提出すればいいですか。領収書でも申請書類として有効ですか。

A28

原則、飲食料品等を記載した仕入れ請求書（または仕入れ納品書）を仕入れ先からご入手の上、ご提出ください。

なお、仕入れ等がなく飲食料品を販売している場合、提出ができないことも考えられます。

法人の場合は、「全部事項証明書」、個人事業主の場合は、「開業届」を提出してください。この場合、別途、事業状況を確認させていただくために、販売実績等の追加書類の提出を依頼することがあります。

Q29 「仕入請求書」に記載された請求額が「0円」の場合でも申請書類として有効ですか。

A29

提出書類を確認したうえで、必要に応じ、再提出や販売実績等の追加書類の提出を依頼する場合があります。

Q30 仕入れ請求書が提出できないため、代わりにレシートや領収書を提出してもいいですか。

A30

レシートや領収書は仕入請求書の代わりとはなりません。飲食料品を継続して取り扱っていることを確認するため、原則、飲食料品等を記載した仕入れ請求書（または仕入れ納品書）を仕入れ先からご入手の上ご提出ください。

なお、仕入れ等がなく飲食料品を販売している場合、提出ができないことも考えられます。

法人の場合は、「全部事項証明書」、個人事業主の場合は、「開業届」を提出してください。この場合、別途、事業状況を確認させていただくために、販売実績等の追加書類の提出を依頼することがあります。

Q31 各店舗で仕入れを行っているため仕入れ請求書の宛名が申請書記載の事業者名称と一致しないが申請可能ですか。

A31

交付申請書（例 3/3B）にご記載いただいている「レジを設置した店舗情報」と一致している場合は申請可能です。

Q32 代理申請者に取引先を知られたくないため、仕入納品書の提出はしたくないが、どのようにすればよいか。

A32

仕入納品書の取引先部分を黒塗りにして、提出していただいてもかまいません。

なお、必要に応じ、継続的に軽減税率対象商品（飲食料品等）を継続的に販売していることのある売上実績等の事実確認をさせていただく場合がございます。

## (5) 対象製品の購入

Q33 クレジットカード払い（割賦契約）は対象となりますか。

A33

原則認めていません。ただし、クレジットカード払い（割賦契約）は、補助対象機器の支払いがすべて完了している場合はご申請いただけます。

Q34 割賦契約は対象とならないのですか。

A34

本補助金は、補助事業の完了後に補助金の申請を行い、審査後、交付されます。補助事業の完了は、補助対象機器等を導入・改修を行い、支払を完了した時点としております。割賦契約の支払いが完了していない場合、補助事業が完了していないため、申請できません。

## (6) リース関連

Q35 購入ではなくリースの場合は、補助対象となりますか。

A35

リース（ファイナンスリースに限る）によるレジの導入や受発注システムの改修・入替も補助対象となります。

リースの場合は、「指定リース事業者」として指定されているリース事業者との共同申請が必須となります。

指定リース事業者一覧は、本制度の事務局ホームページでご確認ください。

また、リース契約日及びリース開始日が補助対象期間内（2016年3月29日から2019年9月30日まで）であることが必要です。

なお、リースの場合、補助金は指定リース事業者に振り込まれます。

Q36 リースを活用した場合はリース事業者に補助金が交付されるのですが、レジの導入や受発注システムの改修を行った中小企業者に補助金がどのように還元されるのですか。

A36

補助金の交付を受けたリース事業者は、その補助金交付相当額についてリース料総額を減額する方法

により、中小企業者に還元することになります。

Q37 指定リース事業者を紹介していただくことはできますか。

A37

本制度では、リース事業者を指定登録していますが、指定リース事業者の紹介や斡旋は行っておりません。

本制度の事務局ホームページに掲載している指定リース事業者一覧をご覧ください、お近くのリース事業者にご相談いただくか、お取引先からリース事業者へご相談ください。

また、リース契約の内容や補助金を申請者の方へ還元する方法はリース事業者毎に異なり、リース契約締結の判断についても各社の基準等にゆだねられております。

このため、指定リース事業者であっても、必ずしもリース契約が利用できるわけではありませんのでご注意ください。

なお、指定リース事業者一覧は随時登録、更新されています。

Q38 リース契約を締結する場合、リース契約書の様式の定めはありますか。

A38

指定リース事業者が使用している様式を使用してください。

Q39 オペレーティングリース取引は対象になりますか。

A39

オペレーティングリース取引は補助対象となりません。

Q40 所有権移転ファイナンスリースは補助対象になりますか。

A40

所有権移転ファイナンスリースは、原則、補助対象になりません。

ただし、所有権移転外ファイナンスリースは補助対象となります。

Q41 残存価額設定リースは補助対象となりますか。

A41

残存価額設定リースは、ファイナンスリースにあたらなため補助対象となりません。

Q42 物件の一部を購入、他の一部をリースとする場合、補助対象となりますか。

A42

リース契約を利用してレジ等を導入するなど、複数税率制度に対応するため本補助金を利用する場合には、極力、リース契約で全ての対応が図れるよう調整をお願いします。ただし、リース契約のみでは対応が困難な場合に限り、リース契約とリース契約以外の併用について取扱いをさせていただきます。なお、申請が可能な事例は、下記となっております。

- ①リース契約を利用して補助対象となるレジ等を導入した後、複数税率対応に必要な【改修に要する経費の全部又は一部】を申請者（中小企業・小規模事業者等）が役務提供事業者を支払った場合

- ②リース契約を利用して補助対象となるレジ等を導入する際、【設置に要する経費の全部又は一部】を申請者（中小企業・小規模事業者等）が役務提供事業者を支払った場合

Q43 リース料には、補助対象となる物件の購入費用のほかに維持管理費用相当額（リース物件に係る租税公課、保険料等の諸費用ほか、メンテナンスその他のサービス対価）を含めることができますか。

A43

リース料には補助対象とならない維持管理費用相当額を含めることが可能です。

## (7) 他制度の活用

Q44 中小企業を支援する税制措置との併用は可能ですか。

A44

税制措置との併用は可能です。

Q45 他の補助金との併用は可能ですか。

A45

軽減税率対策補助金において、補助対象とした機器等に対しては、他の補助金との併用はできません。

Q46 補助金を受けた場合、融資制度を利用することはできますか。

A46

レジの導入・改修、受発注システム改修等のための費用については日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫から最優遇金利で融資を受けることも可能です。  
詳細は、お近くの公庫支店までお問い合わせください。

## (8) 注意喚起

Q47 現地確認はありますか。

A47

本事業の適正な実施を図るため、審査中の案件、補助金交付済みの案件などに対し、随時、調査員の立ち入りを含めた現地調査を行っております。  
現地調査においては、公募要領に記載されている内容を満たしているか等について、現地において確認をさせていただきます。

（参考：消費税軽減税率対策補助金同意事項）

### 8. 現地への立入り調査、補助金の返還について

事務局は本事業の適正な実施を図るため、必要に応じて、電話による問合せや追加書類の提出、調査員の立ち入りを含めた現地調査に協力をお願いする場合があります。また、事務局が認める場合を除き、調査への協力が得られない場合、補助金の返還を求める場合があります。

## 2. B型共通

Q48 補助対象となる受発注システムの改修の内容について教えてください。

A48

取引事業者間の受発注業務において EDI/EOS 等の電子的な受発注システムを利用している事業者であって、軽減税率制度の実施に伴い対応が必要な電子的受発注データのフォーマットやコード等の改修、複数税率対応の受発注システムへの入替が補助対象となります。

### <電子的受発注システムで用いられるデータフォーマット、通信手段等>

電子的受発注システムとは、発注や出荷、請求といった商取引における各種情報を、取引先との間であらかじめ定義したデータフォーマット、通信手段を用いて送受信し、相互のコンピュータにおいて処理する仕組みを実現するシステムです。

電子的受発注システムで送受信するデータは取引先相互のシステムで読み込み、変換できるテキスト形式である必要があります。

※取引先との間（異なる企業間）であらかじめ標準化/ルール化されたデータフォーマットを利用することで取引内容を相互のシステムで解読できる必要があります。

※通信手段については、インターネット回線等を利用する必要がありますが、プロトコル（HTTP、SSL、FTP、SFTP、POP3、SMTP 等）の種類は問いません。

※メールを介してデータを送付するだけの方式や発注データなどを発注書イメージに生成し、イメージ化されたデータのみを送受信している仕組みは電子的受発注システムを利用していることにはなりません（電話・FAX、メールでイメージ化されたファイルのみを送受信している場合など）

詳細な補助対象となる受発注システムの改修・入替の範囲については、[システム改修等範囲の概念図](#)でご確認ください。

Q49 いわゆる EC サイトの改修または構築は補助の対象になりますか。

A49

EC サイトの改修または構築は補助の対象になりません。

本制度は、取引先間で EDI や EOS 等の電子的な受発注システムを利用している事業者のうち、電子的受発注に必須となる商品マスタや、発注・購買管理、受注管理機能のうち、複数税率対応に伴い必要となる改修・入替を補助対象としています。

これは、JCA 手順や全銀手順などの旧方式の EDI により発注・受注業務を運用している事業者が、自社の電子的受発注システムが複数税率に対応していないために発注・受注の取引業務に支障をきたすことを回避するために、商品マスタや発注・購買管理、受注管理機能のうち複数税率対応に必要な改修・入替を支援することとしたものです。

したがって、EC サイトの改修または構築については本補助金の対象としていません。

Q50 「受発注システムの改修等支援」の補助金の上限額および補助率について教えてください。

A50

補助金の上限額は、発注システムの場合と受注システムの場合で異なります。

(小売事業者等の)発注システムを改修する場合の補助上限額は1,000万円、(卸売事業者等の)受注システムを改修する場合の補助上限額は150万円、受注システムと発注システムの両方を改修する場合の補助上限額は1,000万円となります。

補助率の詳細は、公募要領および手引きをご覧ください。

Q51 飲食料品を取り扱う卸売業の中小企業です。現在、EDIを使用して取引先(発注者)との間で「出荷/受領」「請求/支払」に関する情報のやり取りを行い、取引先からの受注情報については手入力により販売管理システムへの登録作業を行っていますが、補助金の対象となりますか。

A51

本補助金は、取引先間でEDI/EOS等の電子的受発注システムを利用して発注業務・受注業務を行っている事業者が対象です。したがって、受注情報の自社システムへの取り込み処理を手作業で行っている場合は、電子的に発注・受注の取引業務を行っていないことから補助金の対象となりません。

Q52 現在、受発注システムを使用していませんが、これから新規に導入する場合は補助対象となりますか。

A52

新規に電子的受発注システムを導入する場合は、取引先の要請がある場合に限り補助対象になります。ただし、取引先は電子的受発注システムを使用していることが必要です。

Q53 現在、飲食料品を取り扱っていませんが、補助対象となりますか。

A53

本補助金の申請者は、軽減税率対象商品(飲食料品)を将来にわたり継続的に取り扱うために、電子的受発注システムの改修・入替を行う必要がある事業者であることが必要となります。現在、飲食料品の継続的な取扱いがない事業者は補助対象となりません。

Q54 現在は飲食料品の取扱いがありませんが、今後新たに飲食料品を取り扱う可能性があります。この場合は補助対象となりますか。

A54

本補助金の申請者は、軽減税率対象商品(飲食料品)を将来にわたり継続的に取り扱うために、電子的受発注システムの改修・入替を行う必要がある事業者であることが必要となります。今後新たに飲食料品を取り扱う予定や将来の計画のみで、取扱いの事実確認ができない場合は補助対象となりません。

Q55 自社では飲食料品の取扱いがありませんが、商品を卸している取引先が飲食料品を取り扱っています。この場合に自社は補助対象となりますか。

A55

本補助金の申請者は、軽減税率対象商品(飲食料品)を将来にわたり継続的に取り扱うために、電子的受発注システムの改修・入替を行う必要がある事業者であることが必要となります。取引先が飲食

料品を取り扱っていても、自社で飲食料品の継続的な取扱いがない場合は補助対象となりません。

Q56 補助対象となる電子的受発注システムの機能以外に在庫管理や財務会計などの機能が一体となったパッケージ製品を導入する場合は補助対象になりますか。

A56

補助対象となる電子的受発注システムの機能（商品マスタ、発注・購買管理、受注管理、E D I）とともに、在庫管理や財務会計などが一体となったパッケージ製品・サービスについては、電子的受発注システムの機能を含むものであれば補助対象とします。

ただし、当該パッケージ製品・サービスについては、初期費用（初期購入費用）の1/2を補助対象経費とし、これに補助率を乗じて補助額を算定します。

Q57 現在、受注システムとしてJ C A手順のE D Iを使用しています。今回、流通BMSに切り替えようと考えていますが、補助金の対象となりますか。

A57

流通BMSへの切り替えは補助金の対象となります。

流通BMSは複数税率に対応したE D Iの標準仕様です。取引先間でE D I / E O S等の電子的な発注システム / 受注システムを利用している中小企業者が、電子的受発注に必須となる商品マスタや発注・購買管理、受注管理機能のうち複数税率対応に伴う改修・入替を行う場合であれば、J C A手順から流通BMSのE D Iに切り替える場合も補助金の対象となります。

Q58 サーバも補助対象になりますか。

A58

電子的受発注システムの改修・入替に最低限必要な範囲内のサーバは対象となります。

Q59 クラウドサービス方式の電子的受発注システムは対象となりますか。

A59

初期導入費のみ対象となります。

※クラウド環境の構築費や利用料等は補助対象となりません。

Q60 B-1型とB-2型の申請種類の違いは何ですか。

A60

あらかじめ事務局に指定登録されたシステムベンダー（以下「指定事業者」）に電子的受発注システム改修等を依頼するか、中小企業者自身でシステム改修等を行うかによって申請種類が異なります。

B-1型（指定事業者改修型）では、指定事業者が発注して電子的受発注システムの改修・入替を行い、補助金の申請手続きは中小企業者に代わって指定事業者が行います。

B-2型（自己導入型）では、中小企業者が自らパッケージ製品等を購入・導入して電子的受発注システムの改修・入替を行い、補助金の申請手続きも中小企業者自身で行います。

### 3. B-1 型

Q61 B-1 型はどのような経費が補助対象となりますか。

A61

B1 型では、指定事業者以外に外注する費用のうち、電子的受発注システムに必須となる商品マスタや発注・購買管理、受注管理の機能の範囲内で、複数税率対応に伴い必要となる改修・入替に係る経費を補助対象とします。具体的には以下のものが補助対象となります。

- ①改修作業費（設計、構築、テスト、データ移行、本番環境構築に係る費用）
- ②初期費用（複数税率に対応したパッケージ製品等を新たに入れ替える場合の当該パッケージ製品等の初期購入費用、既に利用しているパッケージ製品等の更新や改修を行うためのプログラムソフトなどのライセンス初期購入費用）
- ③付帯費用（改修・入替に伴い必要となる教育費用や導入サポート費用）
- ④物品費（改修・入替に伴い本番サーバ環境として最低限必要となる物品の購入費用）

Q62 交付申請後、交付決定の通知前に指定事業者と受発注システムの改修に係る契約を締結した場合は補助対象となりますか。

A62

交付決定通知の前に、指定事業者と受発注システムの改修に係る契約を締結した場合や受発注システムの改修作業に着手した場合は補助対象となりません。受発注システムの改修に係る契約および改修作業の着手は交付決定が通知されてからおこなってください。

Q63 改修作業費に係る作業工数はどのように計上したらよいでしょうか。

A63

改修作業費に係る作業工数は、補助対象となる電子的受発注システムの機能（商品マスタ、発注・購買管理、受注管理、EDI）（以下「補助対象機能」）に係る工数のみ計上してください。補助対象機能に係る作業工数と補助対象以外の機能に係る作業工数がある場合には、各々を切り分けて補助対象機能に係る作業工数のみを計上してください。

なお、作業工数は、設計、構築、テスト、データ移行、本番環境構築の作業項目ごとに内訳を明確にしてください。事前打合せや要件定義等に関する工数は補助対象となりません。

Q64 見積書の作成においては、付帯費用の内訳を示すことが必要でしょうか。

A64

付帯費用は、補助対象となる電子的受発注システムの機能（商品マスタ、発注・購買管理、受注管理、EDI）（以下「補助対象機能」）に係る教育・サポート費が補助対象となります。見積書には何に対する教育・サポート費であるかがわかるよう付帯費用の内訳を詳細に記載してください。また、補助対象機能に係る教育・サポート費と補助対象以外の機能に係る教育・サポート費が混在する場合は、各々の費用を切り分けて見積書に記載してください。

Q65 補助対象範囲外の機能を含むパッケージを導入予定です。申請書ポータルでの軽減税率対策補助金見積書ではどのように記載すればいいですか。

A65



補助対象範囲外の機能を含むパッケージ製品・サービスを導入する場合には、製品価格の 1/2 が補助対象経費となります。

軽減税率対策補助金見積書の No.7 “入替に伴う費用（パッケージ製品）” 部分に必要な事項を入力し、備考欄で“補助対象(対象機能以外含む)”を選択してください。

備考欄で“補助対象(対象機能以外含む)”が選択されると、金額（値引き後）欄に入力されたパッケージ金額の 1/2 が見積書最下部の補助対象（税抜）部分に、残りの 1/2 が補助対象外（税抜）部分に自動的に合算されます。

軽減税率対策補助金見積書の作成方法については、申請者様手引きをご参照ください。

## II. 申請後

### 1. B型 全般

Q66 既に確定通知を受領済みだが、申請書に記載した振込先を変更できますか。

A66

申請時にご登録いただいた口座への振込となりますので、変更はできません。

Q67 補助金交付後に注意すべき点を教えてください。

A67

- ・事務局は、申請者が補助金交付後も正しくその機器等を利用しているか確認を行う場合があります。その際は、事務局の求めに応じて、情報の提供や現地検査への協力を行う必要があります。
- ・補助金交付後、申請者は補助対象となる機器に「軽減税率対策補助金」を利用して取得していることがわかるように、申請者自身がシールを作成し、貼付してください。（ペン等での記載も可。）
- ・補助の対象となった機器等（付属機器を含む）は、補助金の目的に沿った使い方をしてください。

Q68 補助金の交付を受けたレジおよび受発注システムについて処分制限はありますか。

A68

補助金の交付対象となった取得財産等については、消費税軽減税率対策費補助金交付規程（以下、「交付規程」という。）第 21 条に基づき、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって適切に管理する必要があります。

また、「取得財産または効用の増加価格の単価が50万円以上の財産」及び「取得財産の単価が50万円未満のタブレット等」については、財産処分制限期間中(※)、補助金の交付の目的以外に使用し、他の者に貸し付け若しくは譲渡し、他の物件と交換し、廃棄し、又は債務の担保の用に供してはなりません。

ただし、取得財産等処分承認申請書（様式第11）により、事務局の承認を受けた場合は、この限りではありません（補助金相当額の返納を求める場合があります）。

(※) 財産処分制限期間は、減価償却資産の耐用年数の期間です（パーソナルコンピュータの法定耐用年数は4年、その他の電子計算機の法定耐用年数5年、ソフトウェアの法定耐用年数は5年。中古品は、中古資産の耐用年数。）。

ただし、取得財産の単価が50万円未満のタブレット等については2年です。

Q69 既に補助金交付済みですが、申請者である代表者が変わった（何らかの理由により交代した）場合、どのような手続きが必要ですか。

A69

個別の対応となるため、コールセンターへお問合せください。

Q70 申請が承認済、振込済後に申請者事由によるリース契約の解約があった場合、どのような手続きが必要ですか。

A70

本補助金においては、原則、リース契約の解約はできません。すみやかにコールセンターにご相談ください。

Q71 補助金の交付後にリース料金の支払い回数を変更する場合、何か手続きが必要ですか。

A71

個別の対応となるため、コールセンターにお問い合わせください。

## 2. B-1 型

Q72 B 型の補助金交付が決定した場合、通知がされますか。

A72

B-1 は交付決定通知書、B-2 は補助金交付決定通知兼補助金額確定通知書が中小企業者宛に発行されます。

リースを利用して申請した場合は、中小企業者及び共同申請者となるリース事業者宛に発行されます。

Q73 B 型では交付申請後又は事業完了報告書提出後、補助金の交付決定や補助金の振り込みまでそれぞれどのくらいの期間がかかりますか。

A73

(B-1)

申請書類に不備等がなければ、申請から補助金交付決定までおよそ 2 ヶ月、また事業完了報告書をご提出いただいてから補助金交付までおよそ 2～2.5 ヶ月の予定です。

(B-2)

申請書類に不備等がなければ、申請から補助金交付まで、およそ 2～2.5 ヶ月の予定です。

Q74 電子的受発注システム改修の完了が改修完了予定日を超過しそうな場合、何か手続きが必要ですか。

A74

交付申請書に記載した改修完了予定日から 2 週間を超えて遅延する見込みとなった場合は、直ちに事業遅延承認申請書を事務局に提出し、事務局の指示を受けてください（あらかじめ事務局にご連絡ください）。

Q75 B-1型で完了報告書を作成しているが、リース利用の場合の、それぞれの証憑の宛先を教えてください。

A75

売買契約書 売主：代理申請者 買主：共同申請者（指定リース事業者）  
 リース契約書 借主：申請者 貸主：共同申請者（指定リース事業者）  
 物件借受書 借主：申請者 貸主：共同申請者（指定リース事業者）  
 詳しくは、手引き（交付決定から補助金交付）P28をご参照ください。

Q76 B-1型で交付を受けた内容を変更する場合、何か手続きが必要ですか。

A76

交付を受けた内容を変更する場合は、交付決定を受けた補助対象経費の各配分額の20%を超えて経費配分を変更しようとする場合は、事前に申請内容変更承認申請書を事務局に提出し、事務局の承認を得る必要があります（あらかじめ事務局にご連絡ください）。

### Ⅲ. その他

Q77 軽減税率制度や軽減税率対策補助金に関するパンフレットはありますか。

A77

軽減税率制度については国税庁のホームページにリーフレットやQ&A等が掲載されています。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/>

軽減税率対策補助金については事務局のホームページにパンフレットが掲載されています。

[https://kzt-hojo.jp/system\\_guide/](https://kzt-hojo.jp/system_guide/)

Q78 自社のホームページに、軽減税率対策補助金事務局のホームページへのリンクを貼ってもいいですか。

A78

原則リンクフリーです。内容を正しく記載の上、リンクをお貼りください。

リンクの設定をされる際は、「軽減税率対策補助金事務局のホームページ」へのリンクである旨明示をお願いします。

Q79 軽減税率対策補助金事務局のホームページ上にある画像、素材を使用したい。

A79

軽減税率対策補助金事務局のホームページにある素材をご利用いただくことは可能です。但し、改ざん・修正を行わないでください。